
◎一般質問

○議長（山本浩平君） 日程第4、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。
通告順に従って発言を許可します。

◇ 西 田 祐 子 君

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員登壇願います。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） おはようございます。7番、西田祐子でございます。
26年6月議会、一般質問させていただきます。

日本国憲法の第25条、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利がある。国は全ての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとされています。国は福祉関係の法律を次々と打ち出し国民の福祉向上のためさまざまな施策を促しています。社会福祉サービスをいつでもどこでも公正に享受できる白老町を目指し障がいを持っている方が暮らしやすいまち、お年寄りが暮らしやすいまちと題して実りある議論をしたいと思い質問させていただきます。

1、障がいを持っている方が暮らしやすいまち。発達障害支援法平成17年4月に施行によるまちの取り組みなどについて。法律が施行されて約9年がたちます。発達障害者支援法第1条の目的に「この法律は発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発見後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることに鑑み、発達障害の早期に発見し発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに学校教育における発達障害への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定などについて定めることにより発達障害者の自立及び社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することが目的」と書かれております。

ここでまず白老町では発達のために必要な措置など4点について国及び地方公共団体の責務としてご理解していると思います。そこで1番、研究では人口の数%から約15%の人たちが発達障害診断に該当するといわれていますが、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障がいなどごとの発達障害者の人数を伺います。

②さまざまな市町村の責務が規定されていますがそれぞれ具体的にどのような取り組みをしてきたのか伺います。

（2）障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。略しまして障害者総合支援法。平成25年4月に施行され制度の谷間を埋めるべく障がい者の範囲に難病の方々が加わったことによるまちの取り組み等について伺います。

趣旨は障がい者制度改革推進本部などにおける検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実などの日常生活及び社会生活を総合的に支援するため新たな障害保健福祉施策を講ずるものとするとしております。法律の基本理念は法に基づく日常生活、社会生活の支援が共生社会を実現するために社会参加の機会の確保及び地域社会における共生社会的障壁の除去に

資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げると書かれております。ここで白老町の障害福祉サービスの受給状況伺います。

②この1年間の関係者への周知の具体的取り組み状況を伺います。

(3) 国などによる障害者就労収容施設などから物品等の調達に関する法律。略しまして障害者優先調達法、平成25年4月に施行され、まちの取り組みなどについて伺います。

障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就労する障がい者の経済面の自立を進めるために国、公共団体、独立行政法人などの公の機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設などから優先的に購入することを推進するために制定されました。法律の趣旨は障がいのある方々が自立した生活を送るためには就労によって経済的な基盤を確立することが重要であり、そのために障がい者を雇用する者に対して支援するための仕組みを整えるというものであります。行政の方には特に厚生労働省がここに法律をつくったあとに厚労省のホームページに載っていたのですが、そこには行政関係の方には法律の趣旨にご理解いただき障害者就労施設への発注拡大をお願いしますと書かれております。そこでまちとしての推進方針を伺います。

②町内には障がいを持つ方々がさまざまな職種で就労していますがその状況をお伺いいたします。

(4) 平成25年6月21日災害対策基本法の改正による避難行動要支援者の避難行動支援について。避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組みが市町村の義務となり防災担当課が取り組んでいますが、避難行動要支援者はどのような方々が対象なのか。また健康福祉課として災害時の要支援者対策はどのようなになっているのか伺います。

②白老町の防災対策の課題として平成26年からスタートする避難行動要支援者対策（災害時要援護者対策）です。これは健康福祉課主体による平時の取り組みが重要と書かれておりますが、この平常時の見守りとの連動が必要とされているがどのように考えているのか伺います。

③ことし3月の議会で議会懇談会における意見要望では防災対策の充実や要支援者への支援を求める意見が多かった、行政として災害に強い福祉のまちづくりを考えていくべきであると産業厚生常任委員会の報告をさせていただきました。災害に強い福祉のまちづくりをどのように考えられているのか伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 障害を持っている方が暮らしやすいまちについてのご質問であります。1項目目の発達支援法による町の取り組み等についての1点目、発達障がい者の人数についてであります。自閉症は社会性や他者とのコミュニケーション能力に困難性が生じたりこだわりが強くなる障害の一種で、アスペルガー症候群は興味・コミュニケーションについて特異性が認められる広汎性発達障害で、広汎性発達障害は社会性の獲得など基本的な機能の発達遅滞が特徴とされ、学習障害は聞く・話す・読む・書くなどの能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す状態を示し、注意欠陥多動性障害は多動性・不注意・衝動性を症状の特徴とする発達障害または行動障害とされています。これらの症状のそれぞれの人数については症状がいろいろと重なることから全体の人数で52人となっています。

2点目の市町村の責務の具体的な取り組みについてであります。健康福祉課、発達支援センター、

各学校などの関係課が幼児期からの情報を共有することや関係機関とも連携して取り組んでおり意識向上のための研修会や情報交換の実施や発達障害の周知を目的としたパネル展示など行っており今後も継続していきたいと考えています。

2項目めの障害者総合支援法による町の取り組み等についての1点目、障害福祉サービスの受給状況についてであります。平成25年度の障害福祉サービス費は約4億3,200万円で利用延べ人数は3,937人となっています。

2点目のこの1年間の関係者への周知についてであります。障害者総合支援法の障がい者の範囲に難病等の方が加わり障害福祉サービスの受給が可能となったことを広報でお知らせしましたが今後においても機会をとらえ周知していきたいと考えています。

3項目めの障害者優先調達方法による町の取り組み等についての1点目、町としての推進方針についてであります。国や地方公共団体などが障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るための方針につきましては、これまでは策定していませんが今後方針の策定に向け検討します。

2点目の町内における就労状況についてであります。ハローワーク苫小牧管内における白老町の件数は27件でほとんどが事務、清掃、雑務等の職種となっています。

4項目めの災害対策基本法改正による避難行動支援についての1点目、災害時の要援護者対策についてであります。災害時において円滑かつ迅速に避難するため支援に係る関係機関の役割、町及び地域等における平常時と災害時等の支援体制や連携方法などについて定める全体計画である災害時避難行動要支援者支援計画の策定に取り組んでおり、その後一人一人の支援に関する必要事項などを記載した個別計画を作成したいと考えています。

2点目の平常時の見守りとの連動の必要性についてであります。平常時の見守りとの連動の必要性については重要と捉えています。法第49条の11に災害発生に備え民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等の実施に携わる関係者に情報提供する場合は本人の同意が必要と規定されていることから、災害時避難行動要支援者支援計画の策定を進めていく中で関係機関へ情報を提供できるような仕組みづくりを検討していく考えであります。

3点目の災害に強い福祉のまちづくりの考え方についてであります。みずから身を守ることが困難な方の安全を確保するために町を初めとする行政機関に加えて民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織などの関係機関の連携による取り組みが重要と捉えています。そのためには日ごろからの見守りなどが大切と考えられることから現在進めている地域見守りネットワークを活用するなどを検討してまいります。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） まずは発達障害について質問させていただきたいと思っております。発達障害というのはいろいろな形で最近やはり早期に発見し早期に対応することによって、その人たちがこれから長い人生を生きていく中で社会に対応してことが可能になってくるというようなことがいわれております。そういう考え方から発達障害支援等が制定されたわけなのですが、早期発見のための幼児期の判断基準が共通理解を深める学習会がどのように開催されているのか。発見されたことによって保護者が安心できるようなセーフティネットを提供するガイドラインなどの作成、また早期の支

援体制そういうものはどのようになっているのか教えていただければと思います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 3点ほどご質問あったかと思いますが。まず早期発見につきましては乳幼児健診等におきまして答弁にもありましたように健康福祉課及び発達支援センター等が連携いたしまして幼児の状況、それとか保護者との相談の中で早期発見に努めております。そういう形で疑わしき幼児等が発見された場合においては継続した形で状況を確認することと、保護者への説明並びに医療機関への紹介などを実施しております。

学習会という形ではありますけれども、昨年保護者向けの研修ということで1回だけ自閉症に関する形で研修会は行われておりまして、回数的にはまだまだ足りない部分があるかと思いますが今後ともそのような形でいろいろと周知していきたいというという考えでおります。

支援体制につきましては早期発見等につきましては先ほどのご答弁させていただいたように健康福祉課と発達支援センターを中心に支援をして継続的な情報を共有いたしまして、発見されたお子様が将来にわたってどういう形で育って生活していくのかという形でその個人個人の情報を就学した場合においては学校への提供そういう形で情報共有をしております。

セーフティネットのガイドラインという形での特別なものというのは特には定めてはおりませんが、お子様、お子様のケースごとによってケース会議等を開くことによって情報の共有及び今後のその子の生活にどのような形で取り組んでいくかというような形で取り組んでいるわけで、実際にガイドラインというものは今つくってはおりません。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 保護者向けの学習会を開催しているということだったので私は正直にいいまして、この幼児期の判断基準の共通理解を深めるためというのはむしろ行政側の仕事として学校側とか、それから保健師さんとかそういう担当課の人たちが共通した意識の中で情報交換をする学習会はしているのかというふうに聞いたつもりだったのですけれどもそれがなかったというふうに理解していいのでしょうか。そこだけ一つ確認させてください。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今のお話ですけれども発達障害児に対する専門支援をするのは当然、今議員さんがいわれるとおり学校の特別支援学級であったりうちの支援センターであったり、それから保育所であったり幼稚園であったり、そういう専門の関係機関を集めて白老町心身障害児地域療育推進協議会というのを設置しておりまして、その中で大体年3回ぐらい会議をやるのですがその内1回は研修、そして1回はそれぞれ情報交換をする場で進めております。特に去年、ことしに限っては発達障害について研修しましたし開催予定です。以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 次に町民周知の必要性について伺いたしたいと思います。発達障害というのはいろいろな障がいがある中で外見からパッと見た感じでは判断しかねるところがあります。特に乳幼児などのような小さいときには子供がはしゃいでいるのか、具合が悪くて騒いでいるのか、そ

ういう症状が出ているのか、正直いって親も判断できない部分があると思うのです。そのために簡単にいってしまうと健診とかで発見してもらえる、保健師さんそういう方々の助言で発見できると思うのです。そこで一般町民とか育児をやっているそれぞれの親御さんたちが一体どういう症状なのかという正しい理解の浸透を図っていくことが必要なのではないかと思います。先ほど意識向上のため研修会や情報交換、発達障害の周知を目的としたパネル展と書いていますが、これはやはり発達障害というふうにいわれた親御さんとかそういう関係者だけが知る機会はあるけれども、一般の方々はなかなか症状がわからないのではないかと思います。周知がなぜ必要なのかということとお子さんとういうふうに対応したらいいのかというのが私たちがわからないということなのです。だから一般の方々もどういうような症状なのだ、どうやって対応したらいいのだ、そしてもし変だなと感じたら対応できる、そういうところに行ったらいいですよというふうな形で周りからも援助してあげられるということも必要なのではないかと思います。確かにそういうのは余り公にしたいくないという気持ちはありますけれども、反対に何もわからないから誤解が生じるのであって、きちんと理解さえすれば正しくみんなで見守っていいのではないかと思います。そういう社会が必要だと思しますのでそれについて伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 今の議員のご意見等につきまして実際にうちのほうでやっていることというのは先ほど答弁させていただいた中身でございますが、一般の町民の方にお知らせする部分というのはまだまだ足りない部分があるかと思います。ただやはり町全体で見ていくというのは必要かと思います。逆に当事者、今議員からお話しあったような形でなかなか知られたくないということもございます。ただ町民の皆さんにはこういう発達障害がありますというような形の中でどういう症状があるのか、またこれについてはどういうところが相談窓口になっているのか。今現在健康福祉課のほうで相談窓口として承っておりますが、いろいろな相談の中にこの発達障害の件でということでは当事者の方からのご相談というのはございますが、そういう他方からの相談というのがなかなかない状況にはあります。そういう形で町民の方にいろいろとわかっていただくような方法これは検討する形は十分必要だと思いますので、今後どのような形で町民の皆さんに知らせていくかということで検討してまいりたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 町民の方々への周知ということはやはり民生児童委員の方とか町内会役員の方とかそれなりの立場のいろいろな方々も一般町民ですからそういう方々に周知させていただくというふうな考え方でぜひ進んでいただければと思っています。なぜそういうふうなことをいうかという発達障害者等支援都市システム事業報告書、道内の町村ですけどこういうようなものを早くにつくっている町村がたくさんあります。その中で一番いわれていることはこういうものをつくって早く町民にお知らせすることによって町民の方々が理解して、それによって障がいを持っているご本人はもちろんそうですけど家族の方々も伸び伸びとまちの中で共存できるそういう環境が整ったというふう非常に喜んでいっている事例を聞いております。その中で発達障害の方々の具体的な先ほどもちょっといっていましたがけれどもプログラムが必要になってくると思うのです。先ほど52人の方々そ

れぞれ全体で 52 人いろいろな症状があるといっています。結局は個人一人一人のプログラムが必要で、そのプログラムというのは本人と家族に合わせたものでなければならない。そうなってきたら早急にニーズ調査とかいろいろなこともしていかなければいけないと思うのです。そうなってきたときにあれもしてほしい、これもほしいというようなことを一体どこで把握してどこが相談窓口で一番最初に発見した幼児のときから小学校に入って中学校に入って学校を卒業して社会人になって、そして一般社会人の中でというふうになってきたときに一貫した支援体制というのか、そういうものも必要になってくるのではないかと思うのです。ですから個々の支援体制とそして生涯にわたる支援体制これについてどのように相談窓口があるのか支援体制があるのかお伺いします。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今ご質問のあったことと先ほどからの関連も含めて私のほうから状況をお話したいと思います。この発達障害につきましてはなかなかその症状のあり方も含めまして、最近といいますか本当に新しい障がいの種としてあがってきている部分でまだまだその解明の部分については難しい部分があります。ですから早期発見の必要性は十分認識をしながら本町においては乳幼児健診等を含めて始めております。その中で疑いも含めて上がってきている子供さんにつきましては個別の支援計画をつくっているのです。これは中学校卒業するまでは必ずつくって、それに合わせて個別の指導計画のもとに教育を行っております。そういうことでその支援計画、指導計画の中には保護者それから本人の教育的なニーズも十分取り入れた形で進めております。

それから相談窓口ということにつきましては、うちの町でいけば健康福祉課であったり、それから発達支援センターであったり、または就学にあたっては就学指導委員会も含めましてその時点でもまた相談もあります。それから児童相談所へのかかわりも通しまして相談の窓口は今では広げているところです。

○議長（山本浩平君） 7 番、西田祐子議員。

〔7 番 西田祐子君登壇〕

○7 番（西田祐子君） 教育長は長い間教員もされていて現場でそういう方々をたくさん担当していらっしゃるなので実践的なお話はよくお分かりで私よりずっと詳しいのだろうと思っております。

1 つだけ教育長のお考えを聞いてみたいと思っているのが、新しいこの中で放課後児童健全育成事業の利用ということで、市町村は放課後児童健全育成事業についてということで適切な配慮をするべきと。これは多分児童クラブのことをいっているのではないかと思っているのです。これについては多分全町的に児童クラブはきちんとやってもらえるかと。

それともう 1 つ、青少年のスポーツクラブそういうところは一体どうなのかと。例えばそういうような子供たちでも軽い場合はスポーツクラブとかそういうところに入っている場合も結構あるのではないかと思うのです。そういうところの支援体制、連絡体制そういうものはいかがなのかと。もしこれはできれば本当に協力体制、責任ある統括機能そういうものができてきて当事者である発達障害児の方々、または家族の方々も安心して暮らせるのではないかと思うのですけれども、この質問はここで最後にしたいと思いますので町長でも教育長でも理事者のご意見を伺ってこのところは終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

〔教育長 古俣博之君登壇〕

○教育長（古俣博之君） 発達障害といわれる個々の症状を持っている子供たちは本当に個々に違う症状を持って、その症状に対する対応の仕方というのはまた個々でなければならないというのが教育現場での抑えなのですけれども、放課後については今放課後児童クラブにおいても障がいを持っているお子さんについては受け入れ体制をとりまして指導員も増員をした形の中で進めております。

また発達支援センターの中では放課後等のデイサービスも初めて小学校就学後の入学した子供も受け入れ体制はとっておりますので、その辺の関係ではまだまだ十分な体制とはいわないまでも大きくくったときに特別支援教育というふうな教育関係からいけば、以上に早い時代から白老の場合は障害児童に対する活動は取り組んできた歴史があります。

それから今もその辺のところでは先ほどいった流れの中で個別支援計画もしっかりとつくって、町内同じ形にしてつくって親との関係も取りながら進めております。そういうことで今後もさらに内容の部分での充実を図っていききたいと思っております。

スポーツクラブについて障がいを持っているお子さんとのかかわりについてどういうふうな関係になっているかということは実際には調査として捉えていないところはあります。ただ現実的には発達障がいを持っているお子さんがそれぞれのスポーツクラブの中に入って活動しているということは事実はつかまえております。ただ具体的な調査というふうなところではまだ十分ではないと思っております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） ぜひ調査してそういう子供たちも楽しくスポーツできるような環境になっていただければと思っております。

次に障害者総合支援法についてお伺いいたします。障害者総合支援法これは制度の谷間を埋めるべく障がい者の範囲に難病の方々が加わったということなのですけれども、難病患者のほうは先ほどの説明では広報などでお知らせしていますということだったのですけれども、実際には今までは手帳がないとサービスが受けられないというふうに理解していたものですから、このたび制度が変わって手帳がなくても受けられるサービスがあるのですということが難病患者さん自身も結構わからない知らないという方々が結構いらっしゃるというふうに伺っています。これは北海道難病連のほうでもその対策として難病患者の方々に広く周知をしたいと。ただなかなか末端の方々まで周知することができない。その1つの大きな理由がやっぱり個人情報保護法というものがあまして、この辺でしたら苫小牧保健所さんが全部把握していて、その情報を白老町も受け取ることではできるのですけれども、任意団体である難病連とか白老にも難病連白老支部ありますけれどもそういうところではなかなかわからない。そういうふうな形の中でぜひともその方々が手帳がなくてもサービスを受けられますと、全員の方々にお知らせできるのは白老町ぐらいしかないと思っておりますけれどもその辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 難病の関係でございます。現在うちのほうで把握しているという

ところで難病の方の個人名簿というのはございません。というのは北海道のほうで認定しているものですから保健所のほうでの白老町内の人数というのうちのほうでは把握はしておりますが個人名簿というのうちのほうにはございません。そこでうちのほうでお知らせする形となりますと今お話しにありました難病連の白老支部さんを通じてとか、昨年法律ができて難病が加わったということで広報でも1度お知らせをしておりますが、その中で手帳等の有無にかかわらずサービス等の受給もできるというようなこともお知らせしたわけなのですが、なかなかその辺でも皆さんへの周知というのが徹底していない部分もあるかと思えます。機会を捉えた形でいろいろと周知の方法は検討していきたいと思っております。

ちなみに保健所からの数字でございませうが一応お知らせいただいている難病という方は白老町には195名いらっしゃるのことでございませう。そのうち難病という形で福祉サービスを受けている方が5名いらっしゃいます。ただそれ以外の方でも身体的な障がいとか併用した形で受けていらっしゃる方もいらっしゃいますのでもっと人数は多いかと思っております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 難病患者の方々は難病が非常に重たくなってくると身体的な障がいもふえてまいります。そういう形の中で身体障がい者のほうと一緒にになったという経緯もあるのですが、ぜひ今回障害者福祉法が変わりまして障がい者の方々と一緒にになったのですけれども、早急に難病の方々のニーズ調査を行い具体的な支援策をつくるべきだと思いますのでその考えを伺ってみたいと思います。

もう1つ、今回障がい者の雇用対策に必要な関係機関と努力してくださいという形になりましたけれども、関係機関と雇用対策に必要ななどのような連携をしてくれているのか。今後とどのような形にしていきたいと思っているのか。その2点お伺いします。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） まずニーズ調査、支援策等につきましてですけど今年度白老町の福祉計画等の策定年度となっております。国の指針の中でもこの難病についてのいろいろな支援策等の関係も出ております。そういう形でニーズ調査こちらのほうは難病の方だけではなくいろいろな方に対するニーズ調査を実施する予定でおります。その中でどのようなサービスが必要なのか。またそれがどういう形で皆様に提供できるものがあるのか。その辺は調査と計画のほうに盛り込めるものは盛り込んでいきたいと思っております。

雇用関係でございませうけれども実際当方で雇用関係につきましてさほどやっけてはいないのが事実でございませう。ただ産業経済課のほうとの連携はもったり、あとハローワークの連携はもったり、難病だけではなく障がい者の方が地元企業さんが雇用する場合においてはそういう情報につきまして各障がい者の事業所そちらのほうにも情報提供して障がい者の雇用を促進していこうという考えを持っております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） ぜひお願いしたいと思います。その中でこれから障がい者とか難病の方、

発達障害の方々とかいろいろな方々が障害者総合福祉法でもって網羅されているわけなのですが、白老町にたくさんありますこういう福祉団体、個人の活動団体がございます。最近では一律に白老町が財政難だということで補助金が削減されてきています。本当にわずかな金額で細々と運営をしていると。障がい者の団体の方々、当事者の方々ばかりなのですから、こういう方々が任意の団体ではあるのですけれども当事者の団体というのですか、またその特殊性もあると思うのです。こういう方々がそういう団体を通した中で社会参加するそういうことがすごく大事になってくるのではないかと思います。そうしたときに一昨日補助金に関しては助成金などはまちづくりセンター等で紹介していますとはいっているのですが、私の見ている限りではまちづくり活動センターとかそういうところに行って補助制度を理解して、そして申請するということがなかなか難しいみたいでやはり健康福祉課とかそういうところがまちづくり活動センターと離れている部分もかなりあると思うのです。やはり担当課のほうでもそれなりの形で補助制度の手続きとかそういうようなものに対してのノウハウとかをサポートしていったらあげないとその当事者の団体が消滅してなくなってしまうのではないかと危惧しているのですけれどもその辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 実際町の補助金というのは削減という形で皆様のほうにご理解をいただいているところですが、それ以外の民間の補助金等についての利活用について担当課といたしましてはまだまだ周知不足というところがあるのかもしれない。そういう形で補助金を担当する部門からの照会があったら健康福祉課のほうから関係団体等のほうへ周知して、どういうものが該当するかしないかそういうことを一緒に協議して補助金の申請が必要であればその辺についていろいろと協議した中でサポートをしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） ぜひお願い申し上げます。私の知っている障害者団体は2万円とか3円とかこれで何かをやるというわけではなくて、本当にその2万円か3万円のお金の中で電話代だとかそういうようなものでやっている。心と心のつながりというのですか、そういうようなものを感じられるものですから、ぜひそのところは努力してやっていただければありがたいと思います。

次に障害者優先調達法について伺います。これは町長の方針でもいっていただきましたけれども、前に公約でこういうことをおっしゃっています。障がい者が生きがいを持って暮らせるよう障がい者雇用の場の確保のため国の補助とは別に独自の補助制度を設けますと。この優先調達法ではないのですけれども障がい者の方々の暮らしのことについて町長は公約で触れております。そういうようなこともありまして白老町においては特に本州のほうに行ったりするときに障がい者の方々の事業所でつくっているお菓子をお土産にしたりとかそういうようなこともかなりしていると思うのです。それは正直いって、先ほど答弁いただいた就労施設などからの物品、役務の調達の推進と書いていますけれども、物品何かはいちいち契約して買うべきものでもないし、一つきちんとした形のものがあるのかと思っているのですけれどもその辺はどのように考えられているのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） ご答弁にもありましたようにまだこの推進方針というのは策定し

ておりません。推進方針を作成することによって優先的な形で、予算の関係もございましてできるだけこういう障がい者が就労している施設もしくは障がい者を多数雇用している企業等から物品、役務の提供を受けるようにという形で制定された法律なものですから、今うちのほうで推進方針についていろいろ検討しておりまして道内で先駆けてつくっているところの推進方針等を見ながら今現在検討しております。推進方針は策定しておりませんが物品等については実際例えば印刷物であったり軽作業的なものであったりそういうものについては実際に就労施設等に発注しているというのも聞いております。健康福祉課でもやはりそういうところでやっておりまして、いきいきの清掃業務とか印刷経費とかそういうものも実際にやっておりまして、今後そういうものを推進方針の中で具体的にどういう形をとっていくかということでもまとめていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） これからつくっていくということなのですが、それではお伺いいたします。優先する事業所はどこでしょうか。何カ所ありますか、具体的に教えてください。

また具体的につくっている物の対象品目、どこの事業所が何をつくっているのか調査されてますでしょうか。

3点目がこの障害者優先調達法によりまして同じようなものをつくっている方、仕事をされている方、民間業者との調整をどのように考えていらっしゃるか。この3点を伺います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 優先調達法でうたっている優先すべき事業所といたしましては就労支援事業所、それと就労継続支援事業所、それと生活介護事業所、障害者支援施設、それと地域活動支援センター、あと小規模作業所そのほかに先ほどいいました民間企業という形になります。当方で押さえております障がい者の関係の就労支援事業所につきましては、これまでは白老町にはございませんでしたがことしの4月から北海道きのこファームさんが道の認可を受けたということで聞いております。ただ今現在こちらのほうに就労している方はいらっしゃらないということでございます。

就労継続支援事業所につきましては白老町におきましては先ほどの北海道きのこファームさん、それと白老の宏友会さん、それとフロンティアさんが該当となります。人数的には実際には50人ほどがこちらの事業所等で就労しているというふうになっております。

生活介護事業所というのは障がいの持っている方が介護保険でいうデイサービスの事業所なのですが、ただ介護とはちょっと違って創作活動をいろいろとやって就労に見合うだけの賃金的なもの、安いと聞いておりますがそういうところで作業をするということです。白老町にはフロンティアさん、宏友会さん、それと北海道リハビリさんという形で、利用されている方につきましては大体30人ちょっとの人数がいらっしゃると聞いております。

障害者支援施設につきましては障がい者が入所している施設の中で先ほどの生活介護、創作活動をしているというところでございまして白老にはリハビリさんの療護部・更生部、それと社台にございます福祉園等がございまして白老町の住民票がある方が大体15、6人ほどいらっしゃると聞いております。

地域活動支援センターにつきましてはいきいき4・6内にございます四ツ葉作業所が該当しており

まして、こちらのほうは15人が今作業等を行っております。

小規模作業所については白老町には今現在ございません。

具体的につくっているものはそこまでうちのほうで細々把握はしておりません。今後の推進方針をつくる中でいろいろと事業所でどういうものをつくっているのか、またこれが該当するかしらないか、ほとんどが該当する部分だとは思いますが、ですから今後そういうものの聞き取り等を行っていきたいと思っております。

民間との調整です。こちらについては契約行為等が生ずるものについてはこの法律にのっとった形でできるだけ随意契約をやっていききたいという形で、会計課のほうから出ております契約に関する指針についてもそういうものもうたわれておりまして、予算の関係もございましてその辺は今後推進方針の中でいろいろとうたっていききたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 民間事業者との調整をやはりきちんととって障がいを持っている方々も生き生きと仕事持って、生きがいを持って暮らせるような形にしていだければと思っております。

あるこういうような障がいを持っている方々の事業所だと思うのですが、そこの中にこのようなお便りがインターネットのホームページに載っていたのでそのまま紹介しますが、「法律に盛り込まれた内容が各地で実践されなければ、この法律も絵に描いた餅になってしまいます。そのため法律の施行に合わせて行政と就労支援事業者や障害者雇用企業、さらに障がい者当事者も交えた話し合いが重要になってきますので町理事者と話を詰めていききたいと思っております。」とこのように書かれております。これは「ほほえみ、2013年3月号」に書かれております。いつどのような形で話を詰めることができたのかしらと思ひまして、もし懇談されていないのだったらしていない理由は何かと。ここにも書いているようにやはり当事者の方々を交えたいろいろな話し合いが大事なのではないかと思うのですけどいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 今議員のお話あった部分については2013年ですから昨年3月ということで、私自身は申し訳ございませんが覚えがございません。方針策定に当たっては先ほどいいました、その事業所等においていろいろつくっているもの、またやれる役務等の聞き取りを行っていききたいと思ひます。その中でこの方針に合ったものがどういうものがあるのか、そういうことでいろいろとお話をさせていただきたいと思ひます。

企業のほうなのですが今現在うちのほうでどういう企業がこの法律に合った形の企業なのかというのが把握はできていない状況でございます。その辺はどういう形で把握できるかというのはちょっと今は私どもの中ではまだ煮詰まっていない部分がありますので、これはいろいろな情報を聞きながらそういう企業がどういうものを生産しているかという形も検討して推進方針の中に入れていききたいと思っております。

当事者の方につきましては事業所等との話の中で当事者として障がい者ご本人の方がどのような形で作業したり今後どのような生活がよくなるのかというような形のご意見等についても参考としていろいろと聞いていききたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） それでは次、災害対策基本法の改正による避難行動要支援者の避難行動支援について、（4）番目のところについてお伺いしたいと思います。

災害対策基本法の中で市町村長は高齢者・障がい者の災害時の避難に特に配慮を要する者については名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員などの関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることにするというふうに書かれておりましたけれども、先ほどの答弁の中では第49条11に本人の同意が必要と規定されているというふうに書かれているのですけれども、そうしたら白老町の場合はまだ避難行動要支援者名簿の作成はしていないのでしょうか。その作成状況をお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 実際のところまず答弁にもありましたように災害時避難行動要支援者計画の策定を今やっております。その中でどういう方が該当するかということをやった中で、町民の皆さんの中でこれに該当する方、個人情報等の先ほどの条文等がございますのでできるだけ同意を得ながら個人の名簿を作成したいと思っております。ただうちのほうも今までにうちのほうで考えております該当するであろうという方については簡単な名簿等は作成はしておりますが、まだまだ精密な名簿ではございませんので今後同意を得た方々の情報をいろいろといただきながら名簿の作成に努めていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 本人の同意を得なければというふうにそちらのほうではいっているのですけれども、私の調べさせていただいたところでは災害対策基本法の一部を改正する法律の防災まちづくりについてといいまして、法制化の責任者であった前内閣府大臣官房審議官の佐々木晶二氏によると避難支援等を実施する基礎となるための避難行動要支援名簿を作成しなければならない。その際には個人情報保護条例の規定にかかわらず名簿作成のために必要な情報を目的外使用することができるというふうに書かれています。市町村が作成した個人情報保護条例は全て法令で定めた場合には目的外使用ができる規定を設けている。今回の災害対策基本法の規定はその条例に定める法令に当たると考えていると根拠法を示しております。またもう1つのところの避難行動要支援者本人の同意を得て消防とか自主防衛組織、民生委員などの関係者にあらかじめ名簿情報を提供することを可能にするというふうにもいっています。平時にあたって名簿情報の提供をされることに抵抗のある支援者もいらっしゃることを踏まえ本人同意を原則にしているが、市町村の条例に特別の定めを置いた場合には平時においても本人の同意なしに名簿情報を外部に提供できることとしており、個人情報の利用と保護のバランスを図っている。なお名簿情報をどこまで提供するかについては地域防災計画に定めることによって限定が可能であると解釈されております。これはインターネットで引いたのですけれどもこういうふうに書かれています。これが総務省のものだったのですけれども、総務省の中のこの法律をつくった内閣府大臣官房審議官の方にお話とそれから総務省でつくっている消防庁国民保護防災課というところの災害時要支援者の避難支援対策の調査結果というのがあるので、ここのところで

約 95%のところが名簿を整備して更新中と回答している。これは平成 25 年 7 月 5 日の報道資料としてインターネットに載っておりました。これはどのように白老町では理解されますか、私はこれと先ほどの答弁とちょっと違っているのではないかと聞いていたのですがその辺いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 今議員お話あった部分につきましては確かに先ほどの条文の中に市町村の条例に特別の定めがある場合を除き先ほどの同意が必要だというふうにうたわれております。以前白老町におきましては個人情報保護条例の中の審査会の中でこの特別な場合に該当するかという形で審査会にかけた経緯があると聞いております。審査会の中で判定された中ではこれが特別という形ではなくあくまでも本人の同意が必要ではないかというふうにされたというふうに聞いてございます。

実際に 95%の部分が作成済みということになっているということで、その辺がうちのほうは遅れている部分を実際のところございます。早急に計画等の策定に取り組んでいる次第でございます。

○議長（山本浩平君） 7 番、西田祐子議員。

〔7 番 西田祐子君登壇〕

○7 番（西田祐子君） もう 1 点、消防のほうの名簿の提供先ということで民生委員さんが 95.6%から町内会、社会福祉協議会、消防団団員その他警察組織などというふうになっております。さらにこの名簿の中で今いったようになかなかつけれないでいるとっている 5%の団体、そのところがやはりあるということで名簿の整備方法として関係機関、共有方式というのと同様方式と手上げ方式 3 つの形の方式を組み合わせせてやっているところが多いと。関係機関共有方式というのは個人情報保護条例の中で本人の同意を得ずに平常時から関係機関の情報で共有する方式だと。それぞれの自治体の中で条例とかそういうものをつくってやっていきますという形だと思うのです。

次が同意方針なのですがそれでも直接支援者に働きかけて必要な情報を周知して同意をもらう方法。

それと 3 つ目の手上げ方式というのはこういうふうな形をやりますからいかがですかとって広報とかでお知らせをして、それでは私を助けてくださいという手上げ方式、この 3 つの方式をやっていると。その中で組み合わせていると。やはり私は白老町の場合、昨年 10 月の議会懇談会の中でも町民の方々から災害に対する支援、特に高齢の方とか障がい者の方々は何とかしていただきたいという意見が多かったものですから、早急にこれは考えてもう一度個人情報の保護条例、審査会の方々、もう一度きちんとしたデータというものを、全国の現状というものもお示しして、その上でもう一度検討していただくべきではないかと思うのですけれどもその辺はいかがでしょう。

○議長（山本浩平君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 今の名簿の関係のご質問ですが今議員がおっしゃったように個人情報の関係でなかなか市町村においては名簿の把握とか外部への情報提供ができなかったということになっていました。それを昨年の 6 月の法の改正によりまして市町村のやりやすいようにしたということで、個人情報に当然庁舎内部での情報共有もいいですし、それ以外にその情報共有を外部に発信する要は先ほどいいましたように町内会とか自治防災組織とかそういうところに事前に災害が起こらなくても発信できるような形にしたという法律の改正が今回 25 年 6 月の改正でありまして、

白老町においてもまず名簿をつくらなければだめだという形になります。それは当然どういう人を対象にするとか支援する人としてはどういう人を支援する人とするとかそういうことを全体計画の中で決めまして、その中でその全体計画をもってまた地域防災計画のほうにもその計画を載せるという形で地域防災計画の中でうたって、そして全体計画でうたって、そして情報の収集とか提供をしていくというような形で今回の法律が変わったと。そこが一番の大きな改正点となっております。

そういうことになりますので全体計画、先ほど町長が答弁しております避難時の要支援者の支援計画、この全体計画を作成しましてその中で支援を受ける対象者または支援をする方を決めます。それらのことを決めましてどういう人方を対象にするかということを防災委員の方とか町内会の方を含めた中で決めていきます。そういう中で名簿の作成をしていきます。名簿の作成ができましたら次に全体計画ができた後に個別計画、それぞれの支援の対象者の個別計画もつくっていかねばなりませんけどそういうような形で進めていくという形になっておりまして、全体計画については先ほどの答弁にもありますようにうちのほうも作成にもっていきたくと。そして個別計画は全体計画ができた次年度の27年度以降というふうな考え方でおります。以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 27年度以降ということがちらっと聞こえたのですが私はやはり一日も早く名簿を作成していかねば個別計画も立てられないと思いますので大至急やっていただきたいと思っております。これは理事者のほうにも強くお願いしたいと思っております。

続きまして次の質問に入らせていただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） それではここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 11時12分

再 開 午前 11時25分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） お年寄りが暮らしやすいまちについて。戸田町長の公約で公共交通事情の不便な地域やお年寄りのため交通弱者救済へ買い物予約バスを運行しますとしております。そこで（1）町内循環バス元気号のダイヤ改正とその他の手法について伺います。

①昨年行われた議会懇談会で町内循環バス元気号が不便になった。もっと便利にという要望が多くありました。26年3月会議で元気号の運行の目的と手法を明確にすることが大切であると産業厚生常任委員会で委員会報告させていただいております。10月から新たなダイヤ改正が行われる予定ですが町内循環バスの課題をどのように考えているか伺います。

②移動困難者対策は循環バス以外にさまざまありますが移動困難者の支援を元気号だけで達成できていますか。デマンド交通や他の手法を含めてどのような組み合わせがよいのかメリット・デメリットを明らかにして結論を出すべきであると同じく報告しております。循環バス以外の手法の検討状況を伺います。

(2) 白老町の高齢化についてです。①後期高齢者、後期高齢者世帯、耐震高齢者世帯はこの10年間どのように推移していますか。

②それぞれの課題と対策について伺います。

(3) ごみ屋敷や孤独死などを防ぐために見守りや安否確認の必要性について伺います。

①近年の町内孤独死の状況を伺います。

②孤独死ゼロを目指し見守り、安否確認体制をつくるのが早急に必要だと思っておりますが取り組み状況をお伺いいたします。

(4) 介護保険制度の改正について伺います。2014年度の介護の総費用額は約10兆円、2025年には21兆円に膨らむ見通しです。国は介護事業の効率化で費用の抑制を図るために来年度より介護保険制度を改正します。介護の要支援1と2に認定された人が要介護状態になるのを防ぐための予防給付を受けることとなります。移行後は市町村がサービス内容や報酬単価、自己負担などを独自に決めることができます。厚生労働省は地域の実情に応じた柔軟なサービス提供が可能になる仕組みとして訪問介護と通所介護はヘルパーが身体介護等を行う訪問介護サービス、施設で運動や口臭ケア、機能訓練などを行う通所型サービス、配食や見守り、掃除、洗濯、ごみ出し、除雪、草刈りなどを行う生活支援サービスの3つに組みかえようとしています。介護の必要性が低い軽度向けのサービスやサービスの利用時の自己負担の仕組みが大きく変わり利用者に影響があると考えられます。

①白老町の関係団体との連携に向けた具体的な取り組み状況について伺います。

②町財政の影響は現時点でどのように予測しているのかお伺いいたします。

○議長(山本浩平君) 戸田町長。

[町長 戸田安彦君登壇]

○町長(戸田安彦君) お年寄りが暮らしやすいまちについてのご質問であります。1項目めの町内循環バス元気号のダイヤ改正とその手法についての1点目、町内循環バスの課題についてであります。町内循環バスの課題については昨年6月の路線等の変更に伴い町民の方からの要望等について時間体やニーズに合った路線等の整備を進めるため検討を進めていますが、財政負担が増加することから今後も検討が必要と考えています。

2点目の循環バス以外の手法の検討状況についてであります。高齢者などの交通弱者のためデマンドバスの手法が考えられますが一般乗り合い旅客自動車運送事業者の許可を受けている事業者の参入が必要であること、新たな財政負担の増加に伴うことなどさまざまな課題への対応が必要となりますので長期的視点で検討を進めてまいります。

2項目めの白老町の高齢化についての1点目、後期高齢者、後期高齢者世帯、単身高齢者世帯の推移についてであります。本町における後期高齢者人口は過去10年間において約900人近く増加しており後期高齢化率では約6.6ポイントの上昇となっております。後期高齢者世帯、単身高齢者世帯につきましては10年間の推移を示す世帯数統計資料がありませんが住民基本台帳に基づき算出した平成23年度末のデータでは後期高齢者世帯は一般世帯数に対して13.8%、65歳以上の単身高齢者世帯は約21%となっております。白老町の後期高齢者数の推移ですが国立社会保障人口問題研究所による平成25年3月推計では2020年に高齢者数はピークを迎え後期高齢者数が前期高齢者数を上回ることから後期高齢者世帯数も増加すると予測されます。

2点目のそれぞれの課題と対策についてであります。後期高齢者の増加に伴う課題としては加齢による身体機能、運動機能、精神機能、社会機能の低下に伴い日常生活や災害時の避難などに支障が生じたり通院や買い物が困難になるなど日常生活を支える全般的な支援が必要となってきます。今後地域包括ケアシステムの構築に向けて地域の多様な支える力を生かすために行政と町内の関係機関や団体などと連携し地域のニーズと社会資源を検証しつつ取り組んでいく考えております。

3項目めのごみ屋敷や孤独死を防ぐための見守りや安否確認の必要性についての1点目、近年の町内孤独死の状況についてであります。町内におけるごみ屋敷の対応は平均年2件ほど、25年中の一般的な孤独死として扱われるケースは6件ほどであります。

2点目の孤独死ゼロを目指した体制づくりについてであります。町内の高齢者、障がい者、子供など社会的弱者を見守るため4月に白老町地域見守りネットワークを立ち上げる予定です。これは行政、町民、さまざまな事業者、関係団体や地域の方々も含め日常的に普段の生活や事業活動をする中で見守り活動をするとともに、普段から見守りの意識を持っていただき本人や居住環境に異変があると感じた場合には行政に連絡していただくことで行政が中心となり関係機関と連携し対応していく仕組みであります。

4項目めの介護保険制度の改正についての1点目、町内関係団体との連携に向けた取り組み状況についてであります。第6期介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画では国の方針として2025年に向け医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を目指した制度改革が予定されております。大きな改正点としては要支援者の訪問介護、通所介護について市町村が地域の実情に応じ多様なサービスの提供ができるよう制度の見直しがされる予定です。今後国から示されるガイドラインに基づき社会福祉協議会や町内の関係事業者などと協議し検討してまいります。

2点目の町財政への影響の予測についてであります。今回の改正による町財政への影響については特に要支援者の訪問介護、通所介護が介護保険制度の介護予防給付から新しい介護予防日常生活支援総合事業に移行する部分がどう影響するかが焦点となりますが、国から具体的なガイドラインが示されていない状況のため現在のところ明確な予測がつかない現状であります。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 町内循環バス元気号のダイヤ改正とその手法についてであります。これにつきましては何度も議会のほうで委員会を設置しやっておりますので、私は最終的なものの考え方として元気号の乗車数が減少している中で今回も新たにまた調査するといったしております。職員がみずからバスに乗り利用者のニーズ調査、苦情、要望、分析を行った上で運行方法の見直しを提案するとしておりますけれども、まずどのような結果になったのかということをお伺いします。

2点目、元気号バスの路線のバス停からバス停までの利用状況そこを調査していらっしゃるのかどうなのかということなのです。つまり目的別の利用状況、交通量調査というのでしょうか多分していないのではないかと思いますのですが、空になって走っているところもあれば満員で走っているところもあるそういう細かい調査をしているのかというのが2点目の質問です。

3点目の質問は元気号の乗客数がどんどん減ってきております。ここの中で乗れなくなった方々も

たくさんいらっしゃると思います。バスに乗れなくなった方々の理由を聞き取り調査などをしていらっしゃるのでしょうか。乗れない方を乗れるようにするのが利用状況の改善の一步だと思いますのでその3点をお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 3点ほどのご質問でした。乗られている方の結果でございます。うちの職員等で実際にバスに乗りまして乗っている方のご意見等をお聞きしたところ、確かに以前に比べればやはり不便の部分がある。ただやはり乗ってまちまで来られるということで感謝しているという部分もお聞きしますが、皆さんとしては時間体がなかなかうまく都合がつかない、また路線的に長い時間乗っていなければならぬそのような形で皆さんからのご意見がございました。

2点目の目的別の調査ということでどこからどこまで乗るのかということは具体的には実際のところ調査はいたしておりません。

実際の乗車人数につきましては25年度もかなりの人数が前年に比べると減少しておりまして、乗れなくなった方の聞き取り調査を実施しているかということでございますが、実際にそういう方々のご意見としては直接は聞いておりませんがなかなか歩くのが難しくなった、また時間帯等の影響で行くにも行けない状態でバスを利用しなくなったという意見は以前聞いてございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 町内では今現在元気号バスのほかに福祉有償バスがあったりとかそれから買い物バスがあったりとかいろいろなものがあると思うのです。そのほかにタクシーもあるしそういういろいろな形の中で実際に白老町内のそういうようものの事業者数、また車両台数、利用客数をまず調査しているのかということをお伺いいたします。

白老町の元気号バスの乗らなくなった理由とかを今おっしゃっていましたが、乗った方々の乗車人数と乗車率これをちゃんと押さえていらっしゃるのかその辺をお伺いします。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） まず1点目の福祉有償サービスにつきましては町内の事業所でどれだけの台数でどれだけの人数が利用しているかというのは今数字は持ってきておりませんが把握はしてございます。

買い物バスについては今うちのほうで何人乗っているかというところまでは把握はしておりません。タクシーについてもそういう状況で把握はしてございません。

年度ごとの乗車率という形でいきますとバス1台定員何人に対して何人乗っているか、そこまではちょっと押さえておりませんが人数は今押さえておりまして、申しわけございませんが数字は今持ってきておりませんが全体的に毎年、年々減ってきておりまして1日当たり少ないところは数人、多いところで20人程度というような形で1台のバスに1日利用しているというような形で推移してございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 乗車人数というのは大体私のほうも把握しておりますけれども、まず25年

度の乗車人数をお伺いしたいと思います。

乗車率を伺ったのは近年地域内循環バスを廃止してデマンド交通に切りかえているところが非常に多くなってきています。この実態調査をしていますでしょうか。

また利用者の利便性はどのように変化しているのか調査していますか。

また実施自治体の財政負担はどのように変化しているのか調査していますでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） まず乗車人数でございます。全体的な乗車人数につきましては昨年度平成 25 年度が 3 万 2,389 人、24 年度が 4 万 692 人、24 年度と 25 年度を比較しますと 8,303 人の減少でございます。

また 23 年度、22 年度につきましても大体 7,000 人から 8,000 ずつ毎年減ってきているというような状況でございます。乗車人数につきましては以上でございます。

○議長（山本浩平君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） デマンドバスの関係につきましては以前にも議会のほうに報告している程度でその後の詳細な追加調査というのはいたしておりません。

○議長（山本浩平君） 7 番、西田祐子議員。

〔7 番 西田祐子君登壇〕

○7 番（西田祐子君） デマンド交通に切りかえる市町村がふえてきているというのは利用者が高齢化してきて、昔 70 代で乗っていた方々が今度 80 代の人方も乗るような時代になってきて、そして元気な高齢者がふえてきているというか、そういう方々が多くなってきている中で福祉有償事業をやっている方々とか、それから今度過疎地域の車もありますよね。今度白老町も過疎になったのですけれども確か自家用自動車による有償運送、これは法律の 78 条の中で自家用有償旅客運送法の中で市町村運営のものと過疎地のものと福祉有償のものがあると思うのです。白老町もやはりほかの市町村もそうだったのですけど、道内もそうなのですけど本州のほうを調べてみると 1 つだけでやっているわけではなくて、2 つくらいのを合わせてやっているという形が非常に多いのです。そういうようなことをぜひ調査してやるべきではないかと思うのです。そうしなければいつまでたっても利用者の利便性が上がってこない、そして経費もかかっていく、デマンドバスについて一度やっていますけれどももう一度新たな形のものもできてきたわけですので、もう一度検討してみる価値はあると思います。特にこれから財政的な負担軽減と利便性、この 2 つを考えたときに今のままでは限界かというふうに思っていますけれどもその辺はいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） ただ今議員のおっしゃるとおりでございます。現実に今後さらに高齢者がふえていくという状況において総合的な町内の交通確保という意味では大きな課題になってくるという認識はしております。総合的な交通政策ということで今例えば元気号が健康福祉課ですとかそういう体制で進めていくにはなかなか難しい面もございますので、今後そういう体制も考えながら将来に向かう対策を進めてまいりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 7 番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 次に孤立死について質問させていただきます。ごみ屋敷や孤立死などを防ぐための見守りを今年度つくるといことなのですけれども、私がここで1つお伺いしておきたかったのが、やはりこのままでは2040年ごろには年に約20万人の方が孤立死で亡くなるだろうと予測されているのです。というのは結局皆さん長生きするし、そして若い方々が結婚しないシングルだと。そうなってくると今は孤立死は大体年間3万人程度、全体の亡くなっている方が125万人程度なので100人に3人いるかどうかということなのですけれども、これが2040年になると約20万人になってくる。そうなってくると孤立死はどこでもどこの地域でも誰にでも起きることと認識すべきだというふうな形で町民の方々に広く周知をしなければならないと思います。今回はつくるといことふうにおっしゃっていますけれども、行政が中心となって関係機関と連携しとありますけれども、この関係機関といことのはどのような方々をいっているのか。そして実際に町民の方々に意識啓蒙といことのですか、そういうものはきちんとしなければいけないと思いことのですけどその辺のお考えをお伺いします。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 孤立死、孤独死になどの防止のために町長のほうで答弁したとおりに地域見守りネットワークを通じて、もし地域にお住まいの方でそういう可能性のある方、異変がありそうな方については行政にお知らせしていただくといこと仕組みづくりなのですが、住民の周知のほうなのですけれども関係機関と申しますのはここでいいますと例えば今既に見守りをやっいていただいいます民生委員だとか町内会の関係、あと社会福祉協議会のほうで小地域ネットワークのほうもご協力いただいいます、もっともっと広い意味で町全体の例えばガス事業者さんとか行政の中でいきますと水道メーターを検針する方たちだとかさまざまな関係団体、関係機関さんのご協力をいただいながら見守りに対する意識づけをしていただくといこと考えでいいます。それだけではいかないので地域にお住まいになる方、隣近所の方が一番やっぱり異変を感じ取っているといことのがございいます。そういことったところで今後、来月7月正式に立ち上げた後になりますけれども町民の方にこの仕組みをご理解していただくために戸別配付でお知らせしたいといことふうにご考えていいます。以上でございいます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 最後の介護保険についてお伺いいたします。これは一昨日同僚の議員も質問していいますので今後について何点かだけポイントを絞って質問させていただきます。昨日の答弁で来年度以降は移行する期間が1年くらい必要だといことような答弁がありましたけれども、具体的になぜその期間が必要なのかといことなのです。いことのも厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会において平成13年1月からこのたびの介護保険制度の変更の具体案の検討がされ議事録、資料が公開されていいます。その情報をもとに今までどのような準備をされてきたのかといことなのです。社会保障審議会介護保険部会、平成25年12月20日、概要資料とありまして、これは来年度の介護保険のための簡単な概要資料なのですけどもうほとんど決まったような形のものがかっているのです。これについて先行して2012年からもう既にやっいていいる自治体もあるのです。全国で44カ所あるとなっいていいます。白老町はできてからやるといことふうにいっていますけれどもなぜいことふうになっいて

いるのかその辺をお伺いします。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） このたびの国の改正内容の中に要支援者の部分とそれから今後高齢者の単身世帯の方、特に後期高齢者の単身世帯がふえるということで日常生活の支援サービスの拡充、充実ということで今回改正示されておりますけれども、本町といたしましては今後組み立てるといった内容のところがございますけれども、まず実態把握をしていかなければならない。特に各地域で世帯の状況、65歳以上の前期高齢者、後期高齢者の単身世帯、夫婦世帯の状況を把握しなければならないとか、あと社会資源、特にどんな事業所さんでどういうことをやっているとか利用者はどうなのかというところはある程度は押さえてはいるのですが、今後日常生活をやっただけのところの拡充を考えたときには現状を把握しなければならないというところもございます。またその把握をした中で今現在事業を行っている以外にどういったところでこのサービスをやっただけかというところも今後さまざまな関係団体さん、事業所さんもあるかと思しますので時間が必要でございます。そういったところで第6期の計画の段階で早いうちに、要するに27年度の早い時点でこちらのほうで動いてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 今回の質問の内容は既に法制化されているにもかかわらず今まで何の施策も計画もつくられていなかったというふうに私は理解しております。正直いいまして平成24年度4月1日施行に踏まえて実際にもうやっている自治体があるわけですから、あとは白老町としてはほかの多くの自治体と一緒に29年3月までにやればよいという考え方だと思いますけれども果たしてそれでいいのかと。実際にもっときちんと早目に対応してもよかったのではないかと私は思っております。今回の介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律、平成24年4月1日改正これで中央の各省では2、3年前から既に具体的な議論が進められホームページでも公開されていると思います。実際にそれなのに早目の情報収集をしてくれなかったのではないかと思っております。前回の介護保険事業計画第5期についても今後の計画については町内業者の意見を早く聞いて理解と協力を得るべきであると報告しています。やはりもっと早くやっていっていただきたいというのが私の考えです。国は中央政府、市町村は地方政府、もっと責任の重さや大きさを自覚して職務に努めていただきたいと思っております。

これで最後の質問とさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今の内容でございますけれども、きのう正式に可決した状況でございます。ということで本町としましては正式に可決したあとということで今後組み立ててまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、7番、西田祐子議員の一般質問を終了いたします。